

富山県情報公開審査会答申概要（答申第 70 号）

- 件 名 公文書開示請求者本人の氏名を記載した公文書を開示したことに対する懲戒処分に係る資料の非開示決定処分に係る審査請求事案
- 開示請求年月日 令和 4 年 2 月 7 日
- 実施機関の決定日 令和 4 年 2 月 22 日
- 実施機関（担当室課） 富山県知事（経営管理部人事課）
- 決定内容 非開示
- 非開示理由 該当する公文書を保有していないため
- 審査請求年月日 令和 4 年 3 月 15 日
- 審査請求の内容 本件処分を取消し、請求内容に従った対象資料の未公開分の開示を求める
- 諮問年月日 令和 4 年 7 月 5 日
- 答申年月日 令和 4 年 12 月 12 日
- 争点 未公開文書の存否
- 審査会の判断

第 1 審査会の結論

富山県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書非開示決定処分（令和 4 年 2 月 22 日付け人第 249 号。以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第 2 事案の概要

1 開示請求

審査請求人は、令和 4 年 2 月 7 日付けで、富山県情報公開条例（平成 13 年富山県条例第 38 号。以下「条例」という。）第 5 条第 1 項の規定により、実施機関に対して、次のとおり公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

（ 令和 3 年 4 月 19 日に公文書開示請求に従い公開した公文書に請求人の氏名を記載のまま公開し個人情報漏洩を行ったことに対し懲戒処分の検討及び処分がわかる一切の資料 ）

2 本件処分及び審査請求

(1) 本件処分

実施機関は、本件開示請求について、対象公文書を保有していないことを理由として、条例第 11 条第 2 項の規定により本件処分を行った。

(2) 本件審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和 4 年 3 月 15 日付けで、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査会の判断の理由

1 本件処分の妥当性

本件審査請求については、まず、実施機関において懲戒処分等の検討が行われたか否かが問われており、検討が行われたのであれば、その検討の経緯や結果に関する公文書の有無が争点となるものである。

審査請求人から意見陳述において、実施機関における懲戒処分等の検討について、令和4年5月30日の経営企画委員会での陳情に対する回答と令和4年4月27日付け弁明書に記載する内容に相違があるとのことだったが、確認したところ、5月30日の経営企画委員会での「当該部署としては勧告に従い適切に対応したことから報告は必要ないと判断したものであるが、法令違反があったのであれば、報告が必要な事案であったと思料しております。」という発言と、4月27日付け弁明書での「懲戒処分の検討を行っていないので、判断結果を記載した公文書は存在しない。」という主張に矛盾する点は見られなかった。また、当審査会において、富山県経営管理部人事課の職員に対し、意見聴取を行ったところ、県民や、県に損害を与えるような事案、公務の運営に支障が生じるような事案については、事実の調査確認を行った上で、地方公務員法上の懲戒処分に該当するものであれば、知事に諮った上で、処分を実施しているが、今回の案件については、懲戒処分等の検討は行っていないとのことであった。この点につき、審査請求人が開示を求める懲戒処分の検討、処分がわかる資料が作成されたと認められる事情はうかがえず、本件開示請求に係る公文書を保有していないことを理由に非開示とした実施機関の判断に不合理な点は認められない。

2 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第4 調査審議の経過

審査会の調査審議の経過の概要は、別記のとおりである。

別記 当審査会の開催経過の概要

年 月 日	内 容
令和4年7月5日	実施機関から諮問書を受理
令和4年10月3日 (第185回審査会)	・ 諮問事案の概要説明 ・ 実施機関からの意見聴取 ・ 審議
令和4年11月7日 (第186回審査会)	・ 審査請求人からの意見陳述 ・ 審議
令和4年12月12日 (第187回審査会)	・ 審議及び答申

富山県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
大 石 貴 之	弁護士	会長職務代理
大 原 弘 之	弁護士	
神 山 智 美	富山大学経済学部准教授	会 長
中 村 正 美	富山市社会福祉協議会専務理事	
西 田 隆 文	高岡商工会議所専務理事	